議案第１５１号

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部改正について

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例

上越市地域自治区の設置に関する条例（平成２０年上越市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条の表中「大字上中田」の次に「、上中田」を加える。

第５条第２項の表有田区地域協議会の項中「１６人」を「１８人」に改め、同表柿崎区地域協議会の項中「１６人」を「１４人」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

⑴　第２条の表の改正規定　上中田北部土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

⑵　第５条第２項の表有田区地域協議会の項及び柿崎区地域協議会の項の改正規定　令和２年４月２９日

（準備行為）

２　地域協議会委員の公募その他選任に必要な準備行為は、前項第２号に掲げる改正規定の施行前においても行うことができる。